○関東地方整備局告示第二百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
千葉県山武郡大網白里町南玉字岩井戸二二七番五地先から千葉市緑区小食土町二一八八番一まで	二四・〇〇メートル　七八・〇〇メートル	〇・八キロメートル　七
千葉市緑区小食土町二一八八番一から茂原市柴名字間之山五四番一まで	二七・〇〇メートル　八・〇〇	四・三五〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年七月二日

中国地方整備局長　戸田　和彦

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　主要地方道62号玉野福田線道路改築工事（岡山県倉敷市児島由加字児之池地内から同市児島由加字光輪坊地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県倉敷市児島由加字児之池、字児ノ池、字化粧峪、字磨、字長谷、字榎之等、字榎ノ等及び字光輪坊並びに児島上の町字長谷並びに尾原字長瀬谷、字長瀬谷上及び字光林坊地内

２　使用の部分　岡山県倉敷市児島由加字児之池、字児ノ池、字磨、字長谷、字榎之等及び字榎ノ等並びに児島上の町字長谷並びに尾原字長瀬谷、字長瀬谷上及び字光林坊地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県倉敷市児島由加字児之池地内から同市児島由加字光輪坊地内までの延長1,540ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道62号玉野福田線道路改築工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事（以下「本件事業」という。）である。本件事業のうち、主要地方道62号玉野福田線道路改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業として、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業により必要となる市道の付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、同じく本体事業により必要となる普通河川付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係する河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

主要地方道62号玉野福田線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者である岡山県は本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岡山県玉野市と岡山県倉敷市を連結する主要幹線道路であり、玉野市から最も近い高速道路インターチェンジ（以下「ＩＣ」という。）である瀬戸中央自動車道水島ＩＣを最短経路で結び、玉野市からの広域交通を担う重要な路線であるとともに、沿線に由加神社、由加山蓮台寺及び倉敷市少年自然の家といった観光施設が存在し、広域的な観光振興にも寄与する路線である。

しかし、岡山県倉敷市児島由加字児之池地内から同市児島由加字光輪坊地内までの約1,450ｍの区間（以下「現道」という。）は、線形不良及び幅員狭小な１車線道路で、現道の約９割の区間が道路幅員6.0ｍ未満であり、中には最小幅員3.5ｍの区間が存在する上、最小曲線半径が道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足しておらず視距確保が困難なカーブが15箇所も存在し、車両の通行や離合に支障をきたしている。

このような状況に対応するため、本件事業は本件区間を対象として道路構造令に基づく第３種第３級の規格による２車線道路を、バイパス方式により整備するものである。本件事業で新設されるバイパス道路により、平成42年に見込まれる将来交通量1,700台／日を円滑に処理することができ、幅員狭小や線形不良の解消が図られ、本路線の主要幹線道路としての機能が向上し、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年条例第７号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で同法に準じた道路環境影響評価の技術手法（財団法人道路環境研究所）による評価方法等により、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、既存文献等を基に検証を行った結果、各種基準を満足するものと予測している。よって、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業により改変される起業地に、生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、起業者が、本件区間及び近傍地において現地調査及び既存文献等を基に任意で調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に基づく動植物の生息は確認されなかったものの、環境省レッドリスト（鳥類、両生類、爬虫類：2006、哺乳類、魚類、植物：2007）及び岡山県版レッドデータブック（2009）に掲載されている鳥類２種（オオタカ、ヨタカ）、両生類３種（カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル）、底生動物３種（フタスジサナエ、オグマサナエ、ナニワトンボ）、植物11種（アマクサシダ、ナツアサドリ、オオヒキヨモギ、イヌノフグリ、ウンヌケモドキ、サクラタデ、サイコクヌカボ、ヤナギヌカボ、ナガバノウナギツカミ、スズメノコビエ、ヌマガヤツリ）の重要な動植物の生息の可能性が確認された。この結果に基づき起業者が対策について倉敷市と協議を行い、本件事業により直接改変される区域においては、周辺植生との連続性が速やかに確保されるよう留意する等の措置を講ずることとしている。

さらに、低騒音、低振動、排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、環境に配慮した施工を実施するとしていることから、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、起業者が既存の文献を確認するとともに、岡山県教育庁文化財課に照会した結果、本件区間内には存在しないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。